

橋本市議会事務局障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日

機関名	橋本市議会事務局
任命権者	橋本市議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
橋本市事務局における障がい者雇用に関する課題	橋本市議会事務局は正職員5名、臨時職員1名、合計6名の小規模な機関です。また、事務局において独自に職員採用も行っていないことから、障がいのある職員が在籍すること（雇用すること）となるかどうかは、橋本市からの職員の出向（人事異動）によることとなります。
目標	
① 採用に関する目標	上記の理由により、事務局独自で障がいのある人の採用ができないため、障がい者採用の推進に関する理解を促進することとします。
② 定着に関する目標	現在、障がいのある職員がいないものの、障がいのある人の特性について理解を深めておきます。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	事務局職員全員が、障がいの特性などについて理解し、共に働くために必要となる配慮を学び、知識を蓄えていきます。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	事務局では、障がいの種類や程度にもよりますが、障がいのある職員が遂行できる業務も多くあります。業務遂行上の負担度合に配慮しつつ、適切な業務の割振りに努めます。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障がいに応じた執務室のバリアフリー化など、障がいがあることで苦勞する点、心配ごとなどを適時ヒアリングし、働きやすい環境を整えます。
4. その他	<p>障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p> <p>配属された職員がより働きやすくなるように適宜、本計画内容を見直します。</p>